

「外国為替及び外国貿易法」に基づく銀行等の確認義務履行に関する
お客さまへのお願い

当金庫では、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」といいます。）にもとづく経済制裁措置の確実な実施のため、外為法第17条の規定により、お客さまのお取引が外為法の規制対象取引に該当しないことを確認させていただいております。

お客様のご理解・ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

◆ ご送金目的について申告のご依頼

1. ご送金目的をご申告いただくとともに、目的が輸入代金、仲介貿易代金等の場合は、商品の品目、原産地（国名）、船積地域（都市名）、最終の仕向地（国名）（仲介貿易の場合）をあわせてご申告ください。
2. お取引が外為法上の「北朝鮮・イラン規制関連取引」および「ロシア関連規制取引」に該当しないことをご確認の上で、その旨をご申告ください。

◆ お取引相手方について確認のご依頼

お客さまの知り得る限りにおいて、ご送金取引の最終的な資金の受取人が北朝鮮居住者ではないこと、また、お取引相手の関係者（株主や取締役等）の中に北朝鮮居住者（法人・個人）がいないことをご確認のうえ、「北朝鮮・イラン規制関係取引」に該当しない旨をご申告ください。

◆ お取引内容を確認できる資料の提示のご依頼

お取引の受付の際、お取引に関係する資料をご提示いただき、取引内容の詳細を確認させていただきます。

また、「貿易に関する支払規制」、「資金使途規制」、「北朝鮮居住者等に対する支払の原則禁止措置」、「対外直接投資に関する規制」および「役務取引に関する規制」に該当しないことが確認できない場合には、お取引をお断りさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

◆ ロシア関連規制について確認のご依頼

2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻を受けて、外為法に基づく各種規制が随時発動されておりますので財務省・経済産業省のホームページにてご確認いただいたうえで、ご申告いただきますようお願いいたします。

財務省 https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/list.html

経済産業省 https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/04_seisai/crimea.html

◆主な規制対象取引

(1) 外為法で指定された資産凍結等経済制裁対象者との取引

・具体的な対象者は、財務省のホームページをご参照ください。

※ 財務省公示により個別に指定されていなくても、ロシア・ベラルーシの制裁対象者である団体により株式の総数等の50%以上を直接保有されている団体(本邦内に主たる事務所を有する団体を除く。)も資産凍結等の措置の対象者となります。

(2) 特定国(地域)に係る支払規制

・北朝鮮の居住者または当該居住者により実質的に支配されている法人・団体に対するもの

(3) 特定の目的に係る支払等の規制

・北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る活動に寄与する目的で行う取引等に係るもの
・イランの核活動に寄与する目的で行う取引等に係るもの

(4) 特定の取引等に係る支払等の規制

【北朝鮮関連】

- ①北朝鮮を原産地または船積地域とする貨物の輸入
- ②北朝鮮を原産地、船積地域または仕向地とする貨物の仲介貿易
- ③北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る活動に寄与する目的で行う資本取引または金融サービス等

【イラン関連】

- ①イラン関係者(イラン政府、イラン国籍の非居住者またはイラン法令に基づき設立された法人等)による核技術等に関連する特定業種を営む会社の株式または持分の取得等(対内直接投資等に該当するもののほか、対内直接投資等に該当しない場合のこれらの者への当該株式または持分の譲渡を含む。)

【ロシア・ベラルーシ関連】

- ①ロシア政府等が発行した証券の取得または譲渡
- ②ロシア政府等またはロシアの特定銀行等(当該銀行により株式の総数等の50%以上を直接保有されている団体(本邦内に主たる事務所を有する団体を除く。))を含む。)による本邦における証券(償還期限の定めがある場合は30日超のものに限る。)の発行もしくは募集または当該発行もしくは募集のための役務取引
- ③ロシア・ベラルーシの居住者等に対する輸出禁止措置に関連する技術の提供
- ④ロシア・ベラルーシの特定団体に対する技術の提供
- ⑤ロシアの居住者等に対する信託業に係る役務取引または当該者から受託する信託契約
- ⑥ロシア法人等に対する会計・監査・経営コンサルタント業・建築サービス・エンジニアリングサービスに係る役務取引
- ⑦ロシアにおいて行われる事業に係る対外直接投資(居住者が他者と共同設立する組合その他の団体によるロシアにおける事業活動に充てるための当該居住者による本邦から外国へ向けた支払を含む)
- ⑧ロシア法人等またはロシア法人等により実質的に支配されている法人により外国において行われる事業に係る対外直接投資(居住者がロシアに居住する自然人、ロシア企業等またはこれらにより実質的に支配されている法人その他の団体と共同設立する組合その他の団体による外国における事業活動に充てるための、当該居住者による本邦から外国に向けた支払を含む。)
- ⑨上限価格を超える価格で取引されるロシアを原産地とする原油または石油製品の購入または輸送に関連する金銭貸付契約または債務保証契約

※ このほか経済制裁に関するもの以外の規制として、漁業、皮革もしくは皮革製品、武器もしくは武器製造関連設備の製造業または麻薬等の製造業を行う組合などの事業活動に充てる支払も規制対象となります。